

平成 30 年11月21日

各課等の長 各位

飯綱町長 峯 村 勝 盛

平成31年度予算編成方針について(通知)

平成31年度の予算編成方針を次のとおり定めたので通知する。

記

第1 国の動向と地方財政

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、5年半に及ぶアベノミクスの推進により、名目GDPと実質 GDP が共に過去最大規模に拡大となり、景気回復は緩やかではあるが長期間にわたって継続し、回復の長さは戦後2番目となっている可能性が高いとしている。

しかしながら、経済・財政再生計画策定当初の見込みと比べると、消費税引き上げの延期、及び、2019年10月の消費税率引き上げ分の使い道の見直し等のため2020年度の国・地方の基礎的財政収支(BP)の黒字化目標の達成は困難となっている。

また、新たな財政健全化目標達成のため2025年度までを対象期間とし、課題としては少子高齢化が中長期的に経済成長を制限する要因となる中で、団塊世代が75歳に入り始める2022年度の前までの2019年度から2021年度の間を、社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」と位置づけ、社会保障関係費などの歳出についてはこれに沿った予算編成を行うとしている。

地方行政改革の取組みとしては、地方歳出についても、国の取組みと基調を合わせて歳出改革等の加速、拡大に取り組む中で、臨時財政対策債等の発行額圧縮、さらには、臨時財政対策債等の債務償還に取り組み、国・地方を合わせた基礎的財政収支(BP)の黒字化につなげるとしている。

今後、歳出改革を進める中で歳入努力改革(例:環境税・旅客税の創設)などにより、歳入確保する場合、歳出改革の取組みに当たって考慮するとなっている。

以上のことから、地方自治体の財政運営は、臨時財政対策債等の発行額圧縮、歳出改革等の取組で厳しい財政運営が求められ、一層の創意工夫、集中と選択が必要となっている。

第2 町政運営の課題と今後の展開

人口減少時代の到来(飯綱町:平成29年、出生39、死亡198、自然増減数△159)により、少子・高齢化に伴う人口構造の変化がもたらす経済規模の縮小や、税収の減少などの影響が懸念される中、「飯綱町らしいまちづくり」を進めていく必要がある。

そのためにも、平成 29 年度スタートした第2次飯綱町総合計画に掲げた施策を着実に進め、人口減少、少子・高齢化、価値観の多様化、経済の国際化などの社会変化に対応し、全ての町民が夢と希望を持って暮らし、「飯綱町に住んでいてほんとに良かった」と思える町づくりを、町民との「共動」により進めていく必要がある。今後、財政状況は交付税の減少などにより更に厳しさを増すことが見込まれることから、重点施策を中心に緊急性や町民ニーズがより高い事業に予算配分するため、選択と集中を徹底することで、限りある資源を効率的・効果的に活用し、持続可能な行政運営を行っていく。そのためにも、各課においては、従来にも増して横断的かつ柔軟に連携し、全庁一体となって各種施策に取り組んでいくことが重要となる。

第3 本町の財政状況及び財政見通し

1. 本町の財政状況

本町では、従前より、集中改革プランや行財政改革を推進し、自主財源の確保、人件費や物件費の削減、扶助費や繰出金の抑制などに努めるとともに、事務事業評価の充実、実施計画の見直しなど、さらなる行財政改革の推進と職員の意識改革を図ってきたところである。また、基金からの取崩しの圧縮に努めてきたほか、合併支援終了後の厳しい財政事情を踏まえ基金の積立てを行ってきた。

平成 29 年度決算においては、財政の健全性を示す健全化判断比率などは、いずれも早期健全化判断基準を下回り、数値的には大幅な改善が図られているものの、財源不足を補うための財政調整基金の取り崩しは拡大してきているほか、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、今後、公債費の伸びなどにより上昇が見込まれることから、財政の硬直化が懸念されている。

収入面では、現下の経済状況を踏まえると、基幹財源である町税の増収は難しいほか、地方交付税は合併算定替えによる特例措置の段階的縮減、国・県等の財政支援縮減が見込まれるなど、収入の減少が懸念される。また、支出面では、高齢化の進展による社会保障関係費が増加するほか、合併特例債による庁舎建設事業、地方創生推進交付金事業、緊急防災減災事業債による防災無線デジタル化事業など、公債費の増加も見込まれる。

さらに今後は、広域ごみ処理施設関係事業や、老朽化した公共施設の修繕など新たな支出が見込まれる中、「見える化」による国庫支出金の配分など、地方の取組の成果に応じた財政支援などにより、一般財源での対応が余儀なくされる状況が増していくものと捉えている。

2. 平成31年度の財政見通し

歳入面では、基幹財源である町税は、評価替えの影響による固定資産税の減収が見込まれるほか、地方交付税及び臨時財政対策債も、基準財政需要額に算入される公債費の増加に伴う増額が見込まれるものの、主要基礎数値である人口の減少による影響や、合併算定替えによる特例措置の段階的な縮減等により、総額は減少するものと見込んでいる。なお、平成 31 年度の特例措置の縮減額は本年度より 6 千万円多い 2 億円を見込んでおり、特例措置が終了する平成 33 年度には 2 億 8 千万円前後の縮減となる見込みである。よって、必然的に歳入に見合った予算規模となっていくことを踏まえ、予算要求に当たること。

一方、歳出面では、合併特例債や臨時財政対策債に係る公債費の大幅な増加や高齢化の進展などによる扶助費(社会保障費)の増加も見込まれ、さらに、病院、水道会計への補助費や下水道事業への繰出金、広域消防の負担金なども引き続き高水準で推移する見通しとなっている。

また、役場庁舎建設、「飯綱町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進など、歳出全体で、平成 30 年度当初予算額を大きく下回ることは困難であると捉えており、地方交付税の縮減を補うため、これまで積み立ててきた基金や、地方交付税措置のある町債を活用するとともに、国・県などの財政支援の活用が重要になってくる。

また、平成31年度においては10月に消費税10%の改定が予定されており、事業に係る諸費単価の増が予想される。

第4 予算編成方針

1. 予算編成の基本方針

平成31年度は、地方創生推進交付金事業を中心とした「飯綱町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進を着実に実施するとともに役場庁舎建設事業に重点的に予算配分する。

なお、先駆性、収益性及び「人口増対策が盛り込まれた事業」や、連携中核都市圏事業などを含め産官学金労言と連携して実施する事業の構築をはじめとして、各課横断的な発想で取り組むこと。

① “夢と希望にあふれるまちづくり” ～ふるさと環境を活かした人づくり=まちづくり～

町が誇りとする自然豊かな環境の中で、人を思いやる心を育みながら、子どもたちの元気な声が響き渡る町の実現を目指し、結婚、妊娠・出産、育児、教育、また、いつまでも健康に暮らせる身体づくりなど、「飯綱町に住んでいてほんとに良かった」と思える町づくりを推進する。

② “活力あるまちづくり” ～新たな産業・しごとの創出と地域に根差した産業基盤の継承～

町の基幹産業である農業の担い手不足や高齢化、農地の荒廃、さらに地元商店の利用客の減少、経営者の後継者不足に対応するため、世界に誇る生産・販売体制の構築、農産物のブランド化、また町中心部に生活サービス機能を充実させるなど、産業・しごとの創出を推進する。

③ “安心して暮らすことができるまちづくり” ～住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる環境の整備～

集中豪雨等の自然災害が続発する中、防災・減災対策を進めるとともに、インフラや公共施設の適切な管理や、誰もが生涯に渡って生きがいを持って暮らすことができるよう、地域公共交通の充実や、福祉サービスの充実など、自助、互助、共助、公助を確立する取組を推進する。

④ “にぎわいのあるまちづくり” ～地域コミュニティの再構築と多様な連携・交流による地域活性化～

地域の果たす役割を認識し、地域の多様な世代や人々が気軽に集うことができる場づくりなど、地域のつながりを再構築する取組を推進するとともに、全国、世界との交流や移住につなげる事業を展開し、にぎわいのあるまちづくりの構築を推進する。

なお、“人口増対策”“雇用の創出”“健康促進”を最大の課題と考えており、各課の事業が、豊かな自然を活かし、この重点施策に向けた事業となるよう創意工夫し、ひいては、若者定住につながる事業に繋げてほしい。

ついては、一般財源の確保がより厳しさを増すなかで、これら施策に重点的に予算配分する一方、重点施策以外は抑制していかなければならない。このため、従来の計上方法に捉われずに、例外なくすべての事業を見直し、これまでにも増して事業の廃止を含めた厳しい選択を行うこと。

(1) 歳入に関する事項

先進自治体の取組みや事例を参考に、歳入獲得手段について広く検討を行い、事業財源は自ら捻出するという視点に立ち、柔軟な発想で、これまで以上に自主財源をはじめとする財源の確保に努めることとし、次の事項に取り組まれない。

① 自主財源の確保

自主財源の根幹をなす町税の徴収率については、年々向上しているが、さらなる向上に向けて取り組むこと。上下水道料金、保育料等についても、徴収率のさらなる向上に向けて取り組むこと。特に、滞納に対しては、現年度分の早期対応、過年度分の積極的な滞納処分等の実施による徴収努力を行うこと。

また、使用料や手数料についても、特定の行政サービスの提供に要する経費の対価であり、

受益者負担の観点から適正であるか検討し、計画的な見直しを図るとともに、平成31年10月施行予定の消費税改定に向け、所要の準備を行うこと。

② 国・県補助金などの特定財源の確保

来年度の国や県の予算編成は並行して進んでおり、現時点では不透明な状況ではあるが、町の予算編成に大きな影響を及ぼすものであり、国の補正予算や税制改正等の情報収集に努め、当町の施策・事業に生かせる財源は必ず確保すること。

安易に一般財源(地方債や基金を含む)に頼るのではなく、新規・拡充事業の際は、県の担当課等に補助金の有無を確認するなど、事業を実施するための財源を自ら確保するように努めること。

(2) 歳出に関する事項

事務事業の見直しを短期間で行うことは困難であることから、職員一人一人がコスト意識を強く持ち、町民ニーズの的確な把握を徹底し、変化する時代背景や環境変化などを的確に捉えることが、重要となっている。また、新規・拡充事業は、投資する経費と得られる成果等を明確にするとともに、実現したい将来の姿を示した上で、予算要求すること。

各課等の長は、マネジメント力を発揮し、主体性・自主性を持って、次の事項に取り組まれない。

① PDCA サイクルの確立

PDCA サイクルの実効性を担保するため、行政評価を的確に実施し、評価結果にもとづく改善の方針が適切に策定され、これを計画や事業の次の展開に確実に反映されること。そして必ず次年度の予算編成に反映させること。

② 一般財源縮減の徹底

実施計画を基本とした予算要求とするが、必要性、緊急性等の高いものを厳選するとともに、新たな特定財源を確保することにより、一般財源の縮減に努めること。

③ 事業の見直しの徹底

町民ニーズや事務事業評価、前年度の予算執行率などを十分検証し、事業の優先順位を明確にするとともに、すべての事業についてスクラップ・アンド・ビルドの徹底を図り、所期の目的を達成した事業や成果が上がっていない事業、コストに見合う成果が出ていない事業などは、次の事項に留意し、積極的にスクラップを行い、新たな施策への振替を進めること。

- ・ 国・県からの財政支援が廃止又は縮小となった事業は、事業見直しの好機と捉え、漫然と町の単独事業として継続することなく、事業自体の在り方から見直すこと。
- ・ 事業の実施方法などを見直し、町民やNPO法人などとの分担・共動が期待できる事業はないか、また、経費の節減が図れる部分はないか精査すること。
- ・ 事務事業評価で改善、縮小・統合、休止・廃止となった事業については、必ず予算編成に反映させること。
- ・ 補助金は、「補助金見直し基本方針」に沿って、見直しを徹底すること。
- ・ 議会、監査委員などから指摘された事項については、予算編成時点で改善に努めること。

(3) 国の補正予算への対応

本年度補正予算による新たな経済対策などがあつた場合は、関係各課において情報の収集を行い、事業内容や財源に有効・有利なものについては、後年度に予定している事業の前倒しを含めて積極的に対応すること。